

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
農林水産省食料産業局食品流通課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による  
学校給食関係事業者への対応について（周知）

令和2年4月30日に成立した令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「本交付金」という。）が創設されたところです。また、併せて内閣府から本交付金の活用の参考となる事例集が公表されたところです。

学校給食関係事業者に対する配慮については、これまでもお願いしてきたところであり、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に当たっても、「4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）」（令和2年4月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）により引き続きお願いしたところです。

本交付金の活用については、各地方公共団体において制度要綱に基づいて実施計画を作成することになりますが、下記の内閣府事務連絡及び事例集を踏まえると、学校給食用食材納入事業者への支援等に幅広く活用可能と考えられますので、関係事業者等と十分協議を行うとともに、各地方公共団体における実施計画の作成に当たり、財政担当課と適宜調整を進めていただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県教育委員会におかれては、本件につき域内の市区町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

【参考資料】

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について（令和2年5月1日付け内閣府内閣府地方創生推進室事務連絡）
- 2 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付け）
- 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用のための参考事例集（抜粋）
- 4 4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）（令和2年4月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）

＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694、2692）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

## (抜粋)

事務連絡  
令和2年5月1日

各都道府県  
 財政担当課  
 市町村担当課  
 地方創生担当課 } 御中

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日付け通知。以下「制度要綱」という。）の運用について下記のとおり定めましたので、関係国庫補助事業等担当部局等と十分連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

## 記

1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について(制度要綱第1関係)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）は、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（以下「緊急経済対策」という。）において、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」を創設する。」とされたことを踏まえ、創設された交付金です。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、本交付金を有効に活用し、事業の実施に取り組むようお願いいたします。

2. 交付対象事業（制度要綱第2関係）

## (1) 交付対象事業

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が交付対象となります。具体的には、緊急経済対策に掲げられた4つの柱（Ⅰ感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、Ⅱ雇用の維持と事業の継続、Ⅲ次の段階としての官民を挙げた

経済活動の回復、Ⅳ強靱な経済構造の構築)のいずれかに該当する国庫補助事業等及び地方単独事業が対象となります。

交付対象となる国庫補助事業等と地方単独事業については以下のとおりです。実施計画への記載に当たっては、別紙1も参考にしてください。なお、国庫補助事業等又は国庫補助事業等と関連する地方単独事業(横出し補助部分を地方単独事業として助成する場合など)を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画(以下「実施計画」という。)に掲載する場合には、必要に応じ、事前に事業所管府省との連絡調整などを行うようお願いいたします。

① 国庫補助事業等の交付対象事業は、制度要綱別表に定める事業であって以下のいずれかに該当する事業です。

- ・国の令和2年度一般会計補正予算(第1号)に計上される事業
- ・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業(「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(以下「予備費第1弾・第2弾」という。)に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。)

また、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象となります。

なお、制度要綱別表に掲載された交付対象事業のうち一部の目細のみが補正予算の計上分又は予備費第1弾・第2弾の活用分である場合は、その分のみを対象とします。当該交付対象分が不明な場合は、制度要綱別表に掲載された交付対象事業の所管府省にご確認ください。

また、制度要綱別表に掲載された交付対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものが除かれており、これらの制度要綱別表から除かれている事業は、交付対象事業ではありませんのでご注意ください。

② 地方単独事業の交付対象事業は、以下のいずれかに該当する事業です。

- ・地方公共団体の令和2年度補正予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和2年度予算に計上される予備費により実施される事業

ただし、地方公共団体の令和2年度当初予算に計上された事業であっても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものは対象となります。

また、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象となります。

(2) 交付対象事業のうち地方単独事業に関する留意点

交付対象事業のうち地方単独事業については、以下のとおり取り扱うこととする。

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）を除く）には、交付金を充当しないこと。

② 用地費

用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと（利子補給金又は信用保証料補助は除く）。

④ 基金

基金の積立金には、交付金を充当しないこと。

⑤ 事業者等への損失補償

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

⑥ 感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用を除く）には、交付金を充当しないこと。

3. 実施計画の作成と提出について（制度要綱第3関係）

(1) 実施計画への交付対象事業の掲載方法について

実施計画への交付対象事業（地方単独事業）の掲載方法について、同種の複数事業をまとめて一事業として実施計画に掲載することは差し支えありません。なお、その場合、充当を予定している全ての事業が説明できるような記載としてください。

また、交付金は、実施計画掲載事業間での流用が可能な制度であることを踏まえ、入札減等不測の事態が発生しても交付金の有効活用が可能なよう、交付対象経費の合計額が交付限度額よりも大きくなるよう実施計画を作成する、財源構成を工夫するなどの対応をお願いします。

(2) 実施計画の記載事項全般

実施計画の記載事項全般について、別紙3の記入要領や記入例を参考にしながら記入してください。

(3) 公営企業会計による事業の取扱い

公営企業会計による事業を実施する場合は、実施計画の様式中、事業名欄には「病

院事業会計繰出・補助」などと記入し、事業概要欄の「②交付金を充当する経費内容」には、具体的な会計名を明記の上、実施する事業内容を記載してください。

(例) ③〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とする。

なお、交付金は地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることとなるので留意してください。

#### (4) 実施期間

実施期間については、原則として令和2年4月から令和3年3月までの期間を記載してください。なお、交付金については、国の予算上、繰越明許費とされています。地方公共団体において、関係機関の承認を経て、交付金を財源として繰り越すことが可能です。もし事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情を備考欄に記入してください。

#### (5) 提出期限

地方公共団体毎の実施計画の提出及び当該実施計画に基づく交付決定は、二段階に分けて行うこととしております。第一次提出は5月中に行うこととし、第二次提出の時期については、国庫補助事業等の進捗を見ながら別途通知します。

実施計画の第一次提出期限は、以下のとおりです(メールのみで可)。当室において提出された実施計画の確認を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。

先行受付期限：**令和2年5月20日(水) 17:00**

最終受付期限：**令和2年5月29日(金) 12:00(厳守)**

第一次提出の中でも先行して提出された実施計画については、確認結果の通知及びその後の交付手続を早期に行うこととしておりますので、早期の交付を希望する地方公共団体は先行受付期限までに実施計画をご提出ください。

#### (6) 提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。

メール送付先：[e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp](mailto:e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp)

メールの件名及びファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード(半角5桁) +\_(半角アンダーバー) +都道府県名+実施計画作成地方公共団体名」としてしてください。メールの件名について、各都道府県において管内市町村分をまとめて内閣府に提出していただく場合は「〇〇県」等としていただいても構いません。

例) メール件名：「01100\_北海道札幌市」「02000\_青森県」 など

ファイル名：「01100\_北海道札幌市.xls」「02000\_青森県.xls」 など

#### (7) 提出資料

提出資料は、実施計画及びチェックリストです。各様式は、別紙2のとおりであり、一つのエクセルファイルの各シートに用意されています。

- ① 実施計画：別紙3の記入要領及び記入例を参照の上、必要事項を記入してください。
- ② チェックリスト：実施計画の内容について、本チェックリストにより確認してください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画の提出について

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱第3の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画を提出します。

#### 4. 実施計画の変更について（制度要綱第3関係）

実施計画の第一次提出期限後に、交付対象事業を追加する場合は、第二次提出時に実施計画の変更が可能です。なお、事業進捗に合わせた同一国庫補助事業等間での国費の配分変更に伴う交付対象経費の増減の変更や入札減等に伴う交付対象事業の事業費の変更による実施計画の変更は不要です。

第二次提出期限後の実施計画の変更は、原則として認めません。実施計画の提出に当たっては、チェックリストの活用等による確認、地方公共団体内の各部局間における情報共有を十分に図るなど、提出後の変更が生じないよう、十分に留意してください。予算の移替え後については、入札減により、交付対象経費の合計が、交付限度額を下回った場合は、交付事務の手続きに則り対応してください。

#### 5. 交付限度額について（制度要綱第4関係）

##### (1) 第一次交付限度額

第一次交付限度額は、地方単独事業に係る算定額であり、制度要綱別紙の算式のうち、乗率 $\alpha$ 、 $\beta$ をそれぞれ次に掲げる区分に従って定める数値として算定した額とします。

① 都道府県  $\alpha=0.884778783$ 、 $\beta=1.009008218$

② 市町村  $\alpha=0.932245255$ 、 $\beta=1.108299981$

これらをもとに算出した都道府県ごと、市町村ごとの第一次交付限度額の見込みは別途通知します。実施計画の第一次交付限度額欄には、この数値を記入の上、提出してください。(乗率 $\alpha$ 、 $\beta$ の確定値は、最終的な交付限度額の確定に当たり、内閣総理大臣が別に定め通知します)

なお、新型コロナウイルス感染症の感染者数の割合が増加した場合には、第二次交付限度額において、それを考慮するものとします。

## (2) 第二次交付限度額

第二次交付限度額は、国庫補助事業等の地方負担額等を基礎として算定した額となる見込みですが、これらの取扱いについては、別途通知します。

また、国庫補助金等の地方負担額を基礎として算定した額は、以下の式により算定した額とします。また、制度要綱別表に掲載された交付対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものを除いていますが、本事務連絡の別表1及び別表2に掲載している交付限度額の算定対象事業は、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められているものを含んでいます。

緊急経済対策に基づく国の令和2年度補正予算及び令和元年度  
予備費第1弾・第2弾により実施する別表1及び別表2の国庫 × 算定率  
補助事業等の地方負担額（地方公共団体の令和2年度予算に計  
上されたものに限る。）の合計額

※算定率

感染拡大防止策や医療提供体制の整備に関する別表1の事業・・・1.0  
雇用維持・継続事業や、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築  
に関する別表2の事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0.8

## 6. 交付申請等について（制度要綱第6関係）

交付に関する事務は、予算の移替え先の府省において行いますので、交付申請等は、各移替え先の府省に交付申請することとなります。なお、交付金の充当先は、実施計画掲載事業に限られますので留意してください。

## 7. 効果の検証及び実施状況の報告について

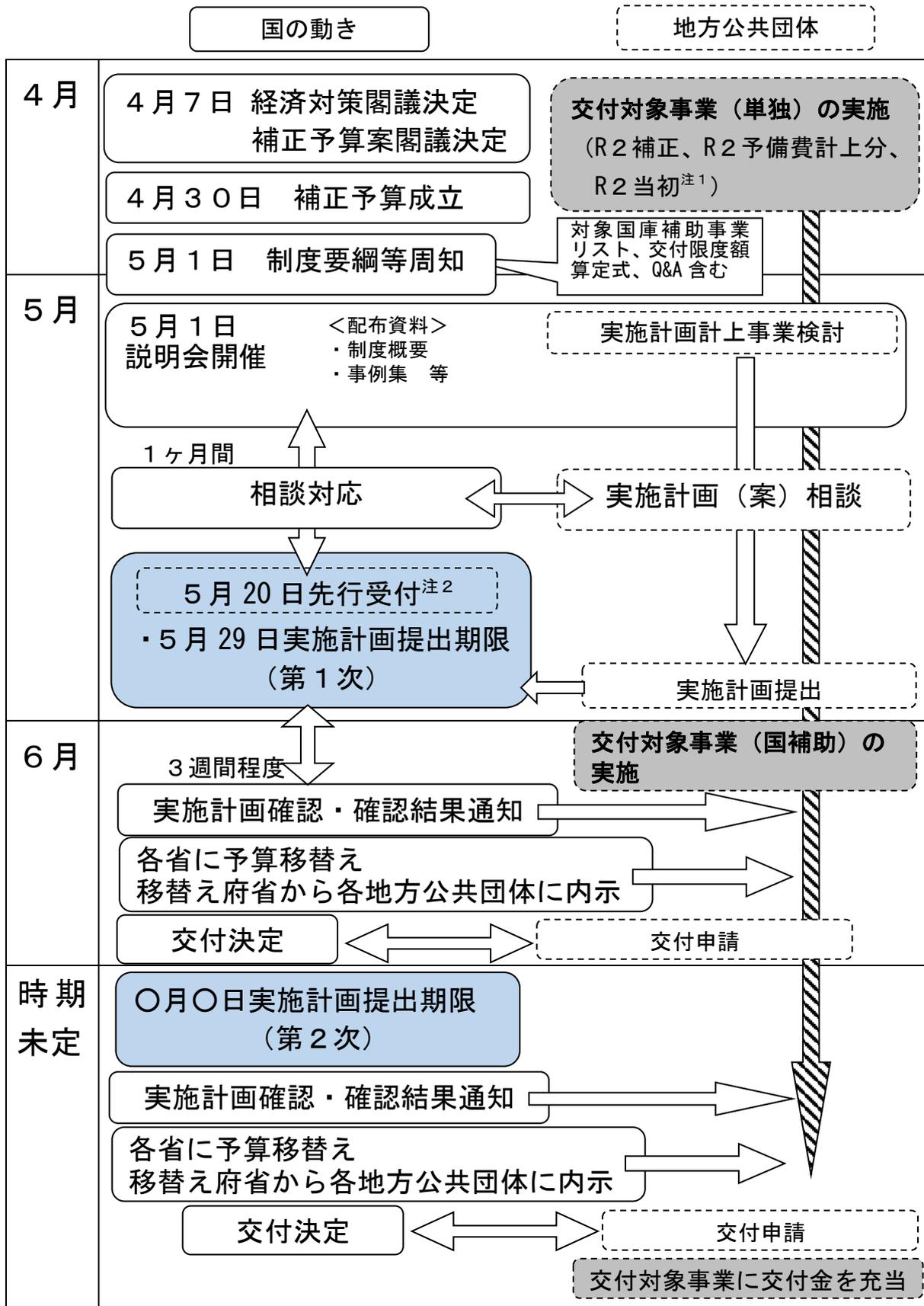
各地方公共団体において、事業終了後に、交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表するようお願いいたします。また、事業実施期間中であっても、内閣府地方創生推進室より実施状況等の報告を求めることがあります。な

お、実施している事業が他の地方公共団体の参考になる好事例だと考えられる場合には、当室ウェブサイト等において紹介する場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。報告徴収の時期や様式については、別途連絡します。

<関係資料一覧>

- 別紙 1 国庫補助事業と地方単独事業の取扱いについて
- 別紙 2 実施計画様式及びチェックリスト
- 別紙 3 実施計画記入要領・記入例
- 別紙 4 今後のスケジュール
- 別表 1 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率1.0）
- 別表 2 交付限度額の算定対象となる国庫補助事業（算定率0.8）
- 別添 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A（第1版）

# 今後のスケジュール(イメージ)



注1 新型コロナウイルス感染症対応のために特に必要と認められるものに限り対象。

注2 先行受付分については、確認結果の通知及び交付手続きを早期化。

# 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 Q&A（第1版）

（事務連絡については、5月1日に各都道府県宛て送付したものを指す）

交付対象事業について		
1	〇〇事業は対象となるか。	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として用途に制限はない。各地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。ただし、例えば用地の取得費や貸付金など経費としては、本交付金を充当できないものがあるため、詳細については、事務連絡をよく確認されたい。</p> <p>個別事業について対象となるか否か疑義がある場合は、どういった観点において疑義があるかについて明らかにしてお問い合わせいただきたい。</p>
2	ハード事業は対象となるのか。	<p>感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用等は対象となる。他方で、感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用は対象とならないので、留意されたい。</p>
3	制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業の補助裏（地方負担分）については、すべて対象となるのか。	<p>制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の令和2年度第1次補正予算に計上される事業</li> <li>・国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾・第2弾に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたもののみ。）</li> </ul> <p>が対象となる。</p> <p>制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業であっても、予備費に係る部分を除き国の当初予算に計上された部分に対応する地方負担分は対象外となる。</p>
4	制度要綱の別表に掲載された国庫補助事業のうち国の令和2年度第1次補正予算に計上される事業又は令和元年度予備費により実施される事業（緊急対応策第1	<p>当該国庫補助事業を所管する府省にお問い合わせいただきたい。</p>

	弾・第2弾に係るもの)であること(本交付金の対象となること)は、どうすれば分かるのか。	
5	制度要綱の別表に掲載されていない国庫補助事業の補助裏(地方負担分)は対象となるか。	対象外。ただし、上乘せ・継ぎ足し補助等としていわゆる補助裏の地方負担分以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。
6	算定率が0.8である国庫補助事業等の地方負担分への充当率が8割を超えてもよいのか。	可能。算定率とは、各地方公共団体の交付限度額を算定するに当たって使用する率にすぎず、実際の事業で交付金をどの程度まで充当するかについては、各地方公共団体の判断による。
7	実施計画に記載する事業は、本体国庫補助事業の交付決定や正式内示を受けていなければ掲載できないのか。	実施計画への掲載について交付決定等を条件とするものではないが、本交付金を充てて当該国庫補助事業を実施する意向を各事業の所管府省庁に示した上で、正式内示を受けたものなど、実施の確実性が十分に見込まれる事業を記載いただきたい。
8	地方単独事業として交付対象となる要件はどのような点か。	地方単独事業の交付対象事業は、 ①地方公共団体の令和2年度補正予算に計上され、実施される事業 又は ②地方公共団体の令和2年度予算に計上される予備費により実施される事業。 ただし、地方公共団体の令和2年度当初予算に計上された事業であっても、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものは対象となる。 また、令和2年4月1日以降に実施される事業が対象となる。
9	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければいけないのか。	必ずしも具体的施策と一致している必要はない。「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に掲げられているテーマ(各項目)と関係性がある施策を実施するために必要な事業であることがわかるよう、事業の概要欄に記入いただきたい。
10	国の給付金への上乗せに交付金を使用することは可能	新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業

	か。	であれば、原則として使途に制限はない。ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体ならでの、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。
11	職員の人件費は対象となるか。	地方公共団体の職員の人件費には、交付金を充当しないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）はこの限りでない。
12	雇い止めや内定取消しにあった者等の雇用については、どのような場合を想定しているのか。	地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済・住民生活を支援し地方創生を図るために新たに発生した業務へ対応するための雇用や、既存の職員が上記の業務に従事することに伴い、代わりに既存の業務に対応するための雇用など、本交付金の趣旨に沿った業務に何らかに関連した業務の増加への対応であることを想定している。
13	用地費は対象となるか。	用地の取得費には、交付金を充当しないこと。
14	貸付金・保証金は対象となるか。	貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。ただし、利子補給金又は信用保証料補助には充当可能。
15	交付金を基金として積み立てることは可能か。	基金積立金には、交付金を充当しないこと。ただし、既に基金を取り崩して交付対象となる事業を実施しており、後から交付金を当該事業に充当する場合で、地方公共団体における財源振替処理により、交付金が基金の積み立てではなく当該事業に支出された形となる場合は差し支えない。
17	事業者等への休業補償は対象となるか。	休業補償の目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。
18	休業要請を行った事業者等へのいわゆる「協力金」や家賃補助は対象となるか。	新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、いわゆる協力金や家賃補助も含め、原則として使途に制限はない。ただし、内閣府とし

		ては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体ならでの、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。
<b>交付限度額について</b>		
19	交付限度額の算定基礎となる地方負担額の範囲如何。	事務連絡の別表1及び別表2参照に掲げられている事業の地方負担額が算定基礎となる。ただし、これらのうち国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の補助裏には、交付金を充当できない。(交付金を充当できるのは、制度要綱別表の国庫補助事業のみ)
20	第二次配分の交付限度額についてはいつ頃通知される予定か。	すべての対象国庫補助事業の配分先が決定された後、速やかに通知することを想定している。
21	複数の地方公共団体(一部事務組合・広域連合等)が実施する事業も交付限度額の算定対象か。	一部事務組合・広域連合が事業を実施する場合、その事業に係る一部事務組合の地方負担額は交付限度額の算定に含める対象となる。なお、その場合の交付金の交付は、一部事務組合等を構成する地方公共団体に対して行われる。
<b>手続きについて</b>		
22	実施計画に掲載する交付対象事業費は交付限度額の見込額を超えてもかまわないのか。	かまわない。 入札等により事業費が減となる可能性があるため、むしろ誤差を見込んで事業を多めに計上しておく方が望ましい。 なお、掲載できる事業の数に制限は無い。
23	実施計画の変更は可能か。	実施計画の第二次提出時に可能。それ以降は原則として認められない。詳しくは、事務連絡案p5「4. 実施計画の変更について」を参照されたい。なお、実施計画の検討に当たっては、①交付限度額は入札減の可能性や実施計画を提出しない地方公共団体分等が再配分され増額される可能性があるため、そのような場合も交付限度額を下回らないよう、限度額より多めの額を積み上げておくこと、②交付金流用の自由度を確保するため、なるべく複数事業を掲載すること、がポイント。

繰越について		
24	事業が年度内に終了しない場合、繰越は可能か。	本交付金は、国の予算において繰越明許費とされている。地方公共団体において、関係機関の承認を経て、交付金を財源として実施する事業費を繰り越すことが可能。
25	未契約繰越は可能か。	国の予算において、繰越明許費とされており制度上は可能。 繰越事務については、例年、財務局協議を実施している都道府県にノウハウが蓄積されていると聞いており、繰越が見込まれる事業を含む実施計画の場合は、本交付金の予算書に掲載されている明許繰越要求書及びその理由をよく参照いただくとともに、事業担当部局と十分に連絡調整を図り、遺漏なく対応されたい。 その上で契約済繰越と比べて具体的に特段の問題点があれば早急にお示しいただきたい。
執行について		
26	この交付金は補助金適正化法の対象となるか。	対象になる。
27	交付要綱等はいつ誰が作成するのか。	内閣府が実施計画の確認を行った後の交付事務は移替え先府省が行うこととなるので、移替え先府省がそれぞれ作成する予定。
28	交付要綱等はいつ示される予定か。	追って、移替え先府省から通知される予定。
29	交付申請の事務手続は都道府県に委任されるのか。	移替え先府省の判断による。現時点では未定。
30	市町村に対する交付金について、県としての予算計上は必要か。	都道府県としての予算措置の必要は無い。
地方財政上の措置との関係について		
31	本交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか。	充てられる。
32	本交付金と地方債の関係如何。	第1次補正予算に係る地方債の取扱いについては、第1次補正予算成立後、総務省自治財政局から別途、通知を発出。詳細については、各都道府県の取りまとめ担当課等を通じて総務省自治財政

		局に問い合わせいただきたい。
33	特別交付税の算定基礎に含まれる事業に交付金を充当することが可能か。	制度的に排除されるものではないが、地方団体が負担する経費(一般財源所要見込額等)を特別交付税の額の算定に用いている事業に対して交付金の充当を予定している場合には、交付金の額を除いた額が特別交付税の額の算定の対象となるので留意すること。
34	普通交付税の単位費用に明記される事業について、交付金を充当してよいか。	よい。
35	本交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。	その予定は無い。歳入項目については、各地方公共団体においてご判断いただきたい。
<b>公営企業会計・特別会計等について</b>		
36	公営企業への補助等の費用を計上する場合、交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。	地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることになる。
37	公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいのか。	<p><b>【公営企業会計】</b> 事業名：「〇〇会計繰出・補助」など 事業概要(③)：「〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とする。」など</p> <p><b>【特別会計】</b>(通常の事業と同様) 事業名：具体的に実施する事業名称を記入 事業概要(③)：具体的に実施する事業内容を記入</p>
38	公営企業会計、特別会計事業に交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。	<p>実施計画上の事業名・事業概要を基本に取り扱う。 具体的には以下のとおり。</p> <p><b>【公営企業会計】</b> 公営企業会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、本交付金上の取扱いは、一般会計から当該公営企業会計に繰出した時点で「事業を実施した」したことになる。</p> <p><b>【特別会計】</b> 普通会計に属する特別会計に一般会計から繰出し</p>

		て何らかの事業を行う場合には、当該特別会計における具体的な事業内容が終了した時点で「事業を実施した」したことになる。
<b>事例集について</b>		
39	実施計画に、事例集に掲載されていない事業を記載することはできるか。	記載できる。事例集は、臨時交付金の用途を定めるものではなく、各地方公共団体における有効活用の参考に資するために作成したものであるため、事例集に掲載のない事業も臨時交付金の対象となり得る。臨時交付金の用途については、制度要綱等をご確認いただきたい。
40	事例集に掲載されている事例に類似する事業を行う場合には、事例集と同じ事業名とする必要はあるか。	事業名は、各自治体で自由に決めていただいて構わない。
41	事例集に掲載されている事例に類似する事業とは、具体的にどのような事業か。	事業の目的や見込まれる効果、交付金を充当する経費内容等が事例集に掲載されているいずれかの事業と類似している事業を指す。例示されている全ての経費や対象者に交付する必要はない。

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱

令和 2 年 5 月 1 日  
 府 地 創 第 1 2 7 号  
 消 地 協 第 1 1 3 号  
 総 行 政 第 1 0 3 号  
 入 管 庁 支 第 1 6 1 号  
 2 文 科 政 第 2 5 号  
 厚生労働省発会 0430 第 2 号  
 2 農 振 第 2 8 4 号  
 20200428 財 地 第 4 号  
 国 総 政 第 3 号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

### 第 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

### 第 2 用語の定義等

#### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

#### 2 交付対象者

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「地方公共団体」という。）とする。

#### 3 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業（緊急経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業であること。
- 二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和2年度一般会計補正予算（第1号）に計上される事業又は国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業（令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものに限る。）又は令和2年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和2年4月1日以降に実施される事業であること。

#### 4 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

### 第3 実施計画の作成及び提出

#### 1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した一の実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業の区分（「感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発」、「雇用の維持と事業の継続」、「次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復」、「強靱な経済構造の構築」の別）
- 四 交付対象事業と緊急経済対策との関係
- 五 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 六 事業実施期間
- 七 その他必要な事項

#### 2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

## 第4 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、別紙により算出される地方公共団体ごとの交付限度額以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

- 1 当該地方公共団体の交付対象経費に係る交付対象事業が別表（い）欄に掲げる事業のみであり、かつ、当該各交付対象事業について、同表（ろ）欄の当該各項に定める大臣が一のみである場合 当該大臣
- 2 1 以外の場合 総務大臣

## 第5 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第4により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

## 第6 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

## 第7 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

## 別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を 所管する大臣
沖縄振興特定事業推進費補助金	内閣総理大臣
子ども・子育て支援交付金	内閣総理大臣
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	内閣総理大臣
地方消費者行政強化交付金	内閣総理大臣
無線システム普及支援事業費等補助金 (高度無線環境整備推進事業に限る)	総務大臣
外国人受入環境整備交付金	法務大臣
学校施設環境改善交付金 (公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心してスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援)に限る)	文部科学大臣
学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業及び特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業に限る)	文部科学大臣
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	文部科学大臣
公立学校情報機器整備費補助金 (学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールサポーター配置支援事業に限る)	文部科学大臣
学校臨時休業対策費補助金	文部科学大臣
地方スポーツ振興費補助金 (スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッションの活動再開支援事業)に限る)	文部科学大臣
文化芸術振興費補助金 (文化施設の感染症防止対策事業に限る)	文部科学大臣
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	厚生労働大臣
次世代育成支援対策施設整備交付金	厚生労働大臣
地域自殺対策強化交付金 (地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)	厚生労働大臣
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業、新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等及び障害福祉分野のICT導入モデル事業に限る)	厚生労働大臣

## 別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を 所管する大臣
社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業(障害児入所施設又は救護施設を除く)に限る)	厚生労働大臣
精神保健対策費補助金 (新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)	厚生労働大臣
介護保険事業費補助金 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業及び通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業に限る)	厚生労働大臣
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 (輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る)	農林水産大臣
農業・食品産業強化対策整備交付金 (国産農畜産物供給力強靱化対策に限る)	農林水産大臣
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 (農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業に限る)	農林水産大臣
中小企業経営支援等対策費補助金 (地域企業再起支援事業費に限る)	経済産業大臣
奄美群島振興交付金	国土交通大臣
小笠原諸島振興開発費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	国土交通大臣

## 別紙

各地方公共団体の交付限度額は、国の補助事業等の地方負担分の算定額と地方単独事業分の算定額の合計額とする。

### 1 国の補助事業等の地方負担分

国の令和2年度一般会計補正予算（第1号）又は令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）の地方負担額を基礎として、別に定める算定率を用いて、以下のとおり算定した額とする。

なお、別表に定められた国庫補助事業等の他、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の地方負担額についても算定対象とする。

緊急経済対策に基づく国の令和2年度補正予算及び令和元年度予備費第1弾・第2弾により実施する国庫補助事業等の地方負担額（地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）  
× 算定率  
の合計額

### 2 単独事業分

#### （1）都道府県

下記の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.5 \times A \times B \times \alpha + 0.5 \times C \times \beta) \times D$$

人口：国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該都

道府県の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第 21 条の規定が適用される団体については、適用後の人口をいう。

#### 算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）により、特定警戒都道府県とされた都道府県	1.2
都道府県人口（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における人口をいう。以下同じ。）に占める新型コロナウイルス感染症の感染者数の割合が全国人口に占める感染者数（令和 2 年 4 月 16 日現在の感染者数をいう。以下同じ。）の割合（人口 1 万人あたり 0.71 人）を超えた都道府県	1.1
その他の都道府県	1.0

B：新型コロナウイルス感染症患者が大幅に増えた場合に推計されるピーク時の医療需要に係る係数として次の算式により算定した数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

#### 算式

$$(a + b + c) \times \frac{1}{3}$$

#### 算式の符号

a：ピーク時において 1 日あたり新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数に係る指数

#### 算式

$$a' / 0.00330863$$

（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

$$a' : ((0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.18/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.29/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.51/100) / \text{人口} \text{ (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)}$$

b : ピーク時において 1 日あたり新たに新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$b' / 0.000165708$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

$$b' : ((0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.05/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.02/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.56/100) / \text{人口} \text{ (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)}$$

c : ピーク時において 1 日あたり新たに新型コロナウイルス感染症で重症者として治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$c' / 0.00021228$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

$$c' : ((0-14 \text{ 歳人口}) \times 0.002/100 + (15-64 \text{ 歳人口}) \times 0.001/100 + (65 \text{ 歳以上人口}) \times 0.018/100) / \text{人口} \text{ (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)}$$

$\alpha$  : 内閣総理大臣が別に定める乗率

C : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定

した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.64
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超える数	0.48
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

$\beta$  : 内閣総理大臣が別に定める乗率

D :  $(1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

(1.18 - 財政力指数) が零を下回る場合には、零とする。

財政力指数：地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下同じ。

都道府県分の地方単独事業に係る交付限度額総額と各都道府県の上記の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を上記の算式によって算定した額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

## (2) 市町村

下記の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.3 \times A \times B \times \alpha + 0.7 \times C \times \beta) \times D$$

人口：国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における当該市町村の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第 21 条の規定が適用される団体については、適用後の人口をいう。

算式の符号

A：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）により、特定警戒都道府県とされた都道府県の区域内の市町村	1.2
都道府県人口に占める新型コロナウイルス感染症の感染者数の割合が全国人口に占める感染者数の割合を超えた都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の都道府県の区域内の市町村	1.0

B：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
保健所設置市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に定める市をいう。）及び特別区	1.2
その他の市町村	1.0

$\alpha$ ：内閣総理大臣が別に定める乗率

C：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

$\beta$ ：内閣総理大臣が別に定める乗率

D： $(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

(1.20 - 財政力指数)が零を下回る場合には、零とする。

市町村分の地方単独事業に係る交付限度額総額と各市町村の上記の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を上記の算式によって算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。



# 本事例集の活用について

今は、地域のみんなが力を合わせて、コロナという見えない敵と、知恵と工夫を出し合って、闘うときです。

国からでは目の届かない、地域の現場を知り尽くした皆さんだからこそできる独自の対策のために、1兆円の交付金が予算化されました。

本事例集は、皆様の、選択と実行のために、感染拡大の段階も踏まえた取組事例のご紹介や立案に当たっての代表的なチェック項目などを参考までに掲載しています。是非、ご活用ください!!

## 第1部

新型コロナウイルス感染症に対する対応（医療提供体制の整備、感染拡大の防止策）として実施することが想定され、地方創生に資すると考えられるものの一例

## 第2部

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援として実施することが想定され、地方創生に資すると考えられるものの一例

## 目次

- 本事例集の使い方（例）・・・P. 2
- 代表的なチェック項目（例）・・・P. 3
- 地方創生臨時交付金の取組例・・・P. 5
- 本事例集で紹介する大まかな目次・・・P. 6
- 主な支援対象者別の索引・・・P. 7
- 活用事例（第一部）・・・P. 9
- 活用事例（第二部）・・・P. 29
- 目的別・段階別にご紹介
- 事例名一覧（全体）・・・P. 76
- 事例関連省庁・・・P. 80
- 留意点・・・巻末

## 本事例集の使い方（例）

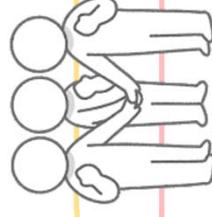
### ① 事例集等を参考に、取組を検討する

- P.3やP.5の項目を見て、対策を要する分野を確認する。
- P.4の項目を見て、特に感染防止段階の対策を入念に検討する。
- P.66の「目的別・段階別にご紹介」を参照しつつ、取組内容を絞り込む。



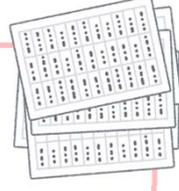
### ② 取組と国の支援策を組み合わせる

- 上記取組に活用できる国の支援策を調べる（例えばP.5を参照）。
- 活用できる国の支援策がある場合は、検討している取組に組み合わせる。



### ③ 実施計画を作成

- 臨時交付金を活用する取組について実施計画を作成する。



# 代表的なチェック項目(例)

■ 実施計画の立案の際には、幅広い視点から地域の取組の検討を。

## 共通するチェック要素

- 感染段階に応じた対策がとられているか？
- 地域の自律性と共助を生かした取組か？
- デジタル技術を、上手に活用しているか？

### I 感染拡大の防止

～地域の命を守る～

- 外出削減率は十分か？
- 病床や検査体制の確保は十分か？
- 発熱外来や遠隔相談体制は？
- 感染状況の把握と市民への共有は？

### III 経済活動の回復

～地域経済を立て直す～

- 農業のスマート化や地元産品の販路の多様化は？
- 地域の配送網やテイクアウトは機能しているか？
- 実質的に休職中の方の活躍の場は？
- 今だからこそ見つけ、発信できる地域の魅力は？

### II 雇用の維持と事業の継続

～暮らしを支え、守りきる～

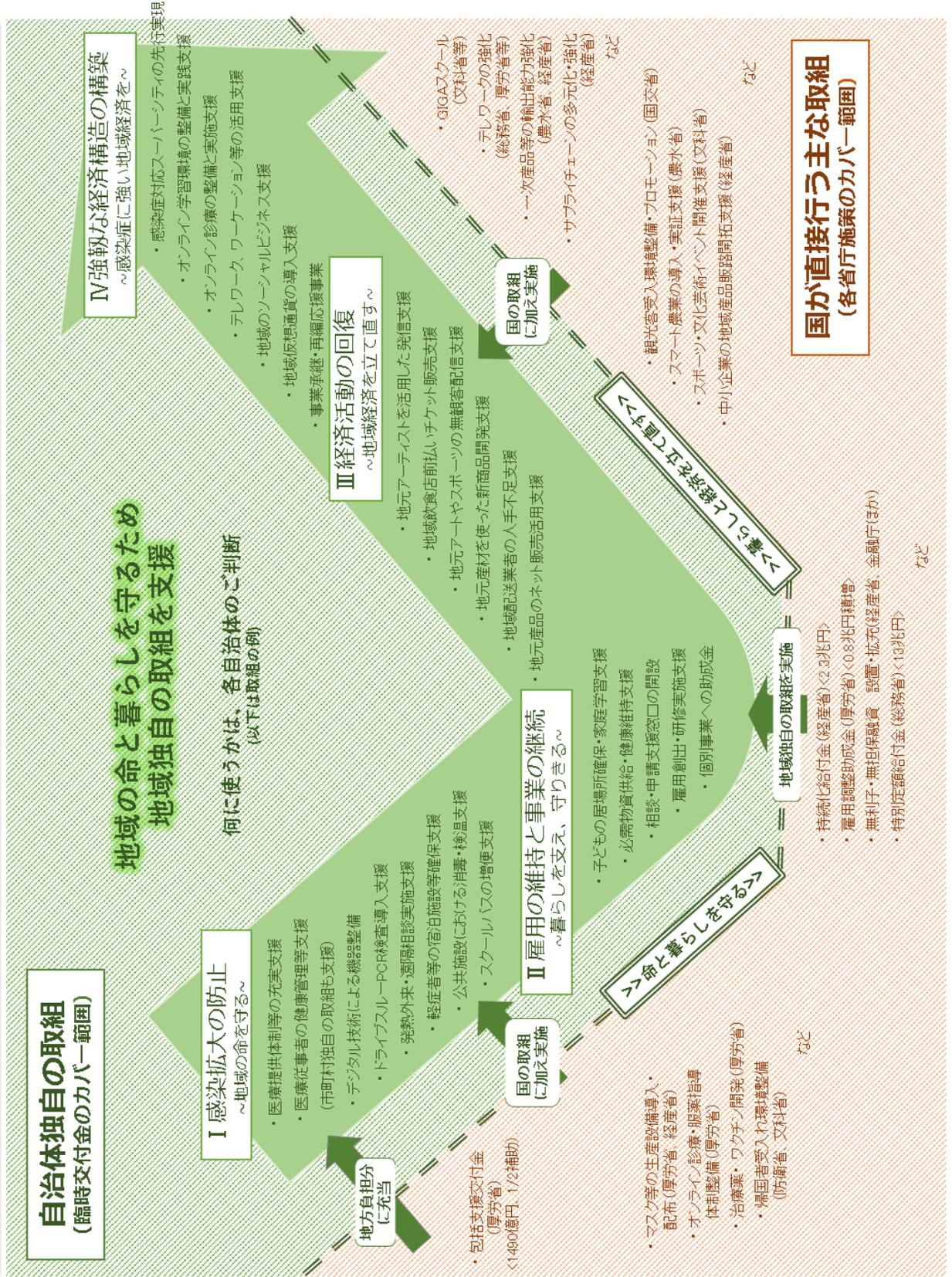
- 感染者家族や外国人のケアはできている？
- オンライン学習や教育活動はできている？
- 地域の自律共助の運営組織作りは？
- 休業中事業者の支援制度(は活用されている？
- (定額給付金、事業融資、雇用調整助成金、個別支援)
- 各種相談や申請支援の窓口は？

### IV 強靱な経済構造の構築

～感染症に強い地域経済を～

- 遠隔教育・遠隔医療の徹底活用
- テレワークの徹底と働き方改革
- ソーシャルベンチャーの役割強化
- 事業承継/再編の加速

# 臨時交付金の取組の例



## 47. 学校給食関連事業者等への応援事業

他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、臨時休業等により影響を被る、牛乳などの学校給食用食材納入事業者や給食調理事業者（パン、米飯等の加工を含む）、スクールバス運行者等が、学校再開時に安定的に事業を継続することができるよう、一時的な代替販路確保や体制維持等に必要な取組に対し、奨励金等により支援。



緊急時  
対応段階

継続・回復  
段階

■個人 ■事業・団体 □施設・地域

子ども・学生・子育て/食品・外食産業、交通事業、農林水産業

47-1-1-1-1

【目的】 外出自粛等に対応するための取組を支援したい

【主な関連】 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

# 臨時交付金の留意点

※「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」(令和2年5月1日付事務連絡)  
2. (2) 交付対象事業のうち地方単独事業に関する留意点」より抜粋

## ◆ 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費(新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの(任期の定めのない常勤職員の給料分を除く)を除く)には、交付金を充当しないこと。

## ◆ 用地費

用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

## ◆ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金(繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの)には、交付金を充当しないこと(利子補給金又は信用保証料補助は除く)。

## ◆ 基金

基金の積立金には、交付金を充当しないこと。

## ◆ 事業者等への損失補償

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

## ◆ 感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用(感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用を除く)には、交付金を充当しないこと。

## 本事例集の記載についての留意点

- ※ 紹介する各事例には、その実施が主に想定される段階（緊急時対応段階、継続・回復段階）を示しています。また、「支援」は他者の活動を助成する場合に、「充当」は地方公共団体が自ら運営する場合を想定して使用しています。
- ※ 本事例集記載の事例や類似事例を事業として実施する際には、国の他の支援策も活用できる場合があります。併用が考えられる主な事例には、本事例集の対象が地方単独事業であることから、文中に「他の支援施策の対象とならない又は超える部分について」と原則として記載してあります。
- ※ 事例紹介ページに記してある「【主な関連】」は、関連する国庫補助事業又は一般的な当該施策の関連省庁を参考として記載しています。事例の記載内容の問い合わせ先ではありません。

事務連絡

令和2年4月17日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
農林水産省食料産業局食品流通課4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける  
学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）

4月以降も、新型コロナウイルス感染症の地域における感染状況に応じ、学校の臨時休業等の対応が取られています。これに伴い、地域により、引き続き学校給食が休止され、学校給食事業者にも影響が生じていると承知しています。

学校給食関係事業者に対する配慮については、これまでもお願いしてきたところですが、4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止に当たっても、関係事業者等と十分協議を行うとともに、下記資料も参考に、財政担当課とも適宜調整を進めていただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県教育委員会におかれては、本件につき域内の市区町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

## 【参考資料】

- 1 令和2年度補正予算案に計上された「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金（仮称）」について（令和2年4月13日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡）
- 2 臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者への対応について（周知依頼）（令和2年4月17日付け農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）
- 3 「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）（令和2年4月17日付け2文科初第137号文部科学事務次官通知）（P.9「5. 学校給食休止への対応に関すること」参照）
- 4 臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）（令和2年3月11日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食品流通課連名事務連絡）
- 5 臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（依頼）（令和2年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課・中小企業庁事業環境部取引課連名事務連絡）

## ＜本件連絡先＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694、2692）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）